平成２５年（再イ）第８号
神戸市垂水区霞ケ丘１丁目２番28号　メイゾーン霞が丘Ｆ棟103号
再生債務者　足立　嘉奈
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月22日まで
平成25年５月１日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１６号
神戸市須磨区飛松町２丁目１番20―503号
再生債務者　中尾　雅克
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月22日まで
平成25年５月１日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第４４号
秋田県南秋田郡井川町八田大倉字八幡４番地６
再生債務者　石井　康彦
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年５月２日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第６７号
新潟市西区大学南２丁目14番41号
再生債務者　金光　雅生
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年５月２日　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１号
鳥取県鳥取市天神町40番地　サーパス天神町201号
再生債務者　浜田健太郎
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年５月２日　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１号
青森市大字三内字沢部219番地43
再生債務者　笹木　昭寛
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月30日まで
平成25年５月２日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第３３号
神戸市西区井吹台東町１丁目４番地５―707号
再生債務者　荻田　真二
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年６月３日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月３日まで
平成25年５月２日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第４号
札幌市西区八軒２条東３丁目１番15号
再生債務者　小野　寿一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年５月１日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号
兵庫県西宮市上ケ原八番町７番17―404号
再生債務者　吹田　　弘
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月28日から平成25年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第１号
鳥取県鳥取市栄町313番地12　カサ・リコ栄町503号
再生債務者　田中　慎二
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月６日から平成25年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第７号
鳥取県米子市大谷町５番地７
再生債務者　石原　広幸
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月６日から平成25年６月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再ロ）第８号
鳥取県米子市大谷町５番地７
再生債務者　石原　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月６日から平成25年６月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再ロ）第１００２９号
埼玉県所沢市小手指南６―14―11―313
再生債務者　若山　　卓
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月11日から平成25年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号
新潟県見附市緑町17番19号
再生債務者　堀江　伸幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月23日まで
平成25年５月２日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
島根県出雲市今市町1190番地79
再生債務者　三原　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２４年（再ロ）第１号
千葉県茂原市早野450番地　120号
再生債務者　笹本　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再ロ）第２２号
大阪府富田林市錦織南１丁目32番22号
再生債務者　端山　裕彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係